

# 市役所では... 業務時間中は名札をつけています

込んでください。業者・販売店などからの大量持ち込みはできません。

犬を飼うときは

生後九十一日以上以上の飼い犬は、必ず登録し、年一回の狂犬病予防注射を受けさせてください。犬を飼う時は三十日以内（生まれた時は生後九十日を過ぎた日）に飼犬登録を行ってください。

また、犬や猫を飼えなくなつて、新たに飼える人が見つからなかつた場合に限り保健所に引き取りを求めることが出来ません。引き取り日は毎週月曜日（休日の場合はなし）の午前九時から十時半までで、場所は京都府南丹保健所（62 4754）または、各支所健康福祉課で行います。手続きには印鑑をご持参ください。

ペットの死体処理は船井郡衛生管理組合に直接お申し込みください。【電話】0771-423425【処理手数料は、二千円（十誅まで）です。ただし遺骨

は拾えません。

## 建築や開発は？

- 本庁都市計画課 68 0052、
- 各支所建設課
- 68 0013（園部支所）、
- 68 0024（八木支所）、
- 68 0034（日吉支所）、
- 68 0043（美山支所）

都市計画区域内において、家の新築や増改築の計画をされる方は工事前、本庁都市計画課に建築確認申請書の事前協議を行ってください。区域によっては、都市計画法などで制約が異なりますので、事前にお問い合わせください。

開発行為にかかる規制は？

住宅など建築物を建てる目的で、土地の盛土、切土および区画の変更など次のような行為を行う場合は、南丹市開発行為等の基準及び手続きに関する条例に基づき、事前に協議が必要です。その規模が三百平方メートル以上あるいは三戸以上

都市計画区域外で五百平方メートル以上

また、次のような場合は都市計画法に基づき、京都府知事の許可を受けなければなりません。

市街化区域内における五百平方メートル以上の開発行為  
都市計画区域外で一万平方米以上の開発行為

なお、建築物の伴わない土砂の採取、埋め立てなどを行う場合は、南丹市開発事業等の規制に関する条例に基づき、許可が必要となります。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

## 市営住宅への入居 維持管理は？

- 本庁各支所建設課
- 68 0013（園部支所）、
- 68 0024（八木支所）、
- 68 0034（日吉支所）、
- 68 0043（美山支所）

市営住宅への入居、維持管理に関する事は各支所建設課へお問い合わせください。

道路の掘削や占用については？  
道路に水道管、個人の排水管

などを埋設したり、工事用の足場などを設置するときは、道路占用、掘削の申請をし、許可を受けなければなりません。警察署の許可も必要です。詳しくは本庁土木建築課（68 0051）へお問い合わせください。

## 農林・商工振興の問合せは？

- 本庁農林商工課 68 0050、農業委員会 68 0067、各支所産業振興課
- 68 0012（園部支所）、
- 68 0023（八木支所）、
- 68 0033（日吉支所）、
- 68 0042（美山支所）

農地の売買や貸し借り、転用しようとする時は農業委員会や府知事の許可が必要です。また、あぜ焼きや造林のための地ごしらえなどの目的で「火入れ」をする場合は、「火入れ許可」が必要で

このほか、市には商工支援策の一つとして利子補給制度があります。国および京都府等の中小企業融資制度により、運転資金や設備資金の融資を受けられる場合に、借入資金に対して一定の利子補給をするものです。